

能美市優良建設工事表彰要綱

平成20年3月19日

告示第32号

(目的)

第1条 この告示は、能美市が発注した建設工事において、優良な施工をした者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設業者の施工意欲を促すことを目的とする。

(表彰基準)

第2条 市長は、前年度に竣工した工事成績評定点が80点以上の工事を施工した者で、次の各号のいずれかに該当するものを表彰する。

(1) 工期を遵守し、かつ施工の方法、技術、仕上がり等の出来形の優良な工事を施工した者

(2) 工事施工上困難な条件に対し積極的に対応し、適切な施工をした者

(3) 工事に伴う被害発生防止、住民に対する配慮等を適切に行った者

2 前項の規定にかかわらず、施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。

(1) 前年度における工事成績評定点の平均が70点未満であるとき。

(2) 前年度から表彰の日までに工事成績評定点が65点未満の工事があるとき。

(3) 前々年度から表彰の日までに能美市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けているとき。

(被表彰者の推薦)

第3条 建設工事発注課の課長は、基準に該当し表彰するに値すると認められる者があるときは、推薦書を指定する日までに管財課長に提出するものとする。

(調査)

第4条 管財課長は、前条の推薦書が提出されたときは、内容を調査した上で、その結果を能美市請負業者指名審査委員会に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、能美市請負業者指名審査委員会で審議の上、決定するものとする。

(表彰)

第6条 市長は、前条により決定した者に対し、表彰状を授与するものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第43号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月26日告示第97号）

この告示は、平成22年10月26日から施行する。

附 則（平成23年8月29日告示第99号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第49号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日告示第22号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。